

# グループホームみんなの家

## 認知症対応型共同生活介護事業所 介護予防認知症対応型共同生活介護事業所 短期利用共同生活介護 運営規程

### (事業の目的)

第1条 この規程は、有限会社サライが設置運営する指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護・短期利用共同生活介護事業の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

第2条 本事業は、認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境の下で、食事、入浴、排泄等の日常生活の世話及び日常生活の中での心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことができるよう支援することを目的とする。

### (運営の方針)

第3条 1 本事業所において提供する認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護・短期利用共同生活介護は、介護保険法並びに関係する厚生省令（厚生労働省）、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに個別の介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。

3 利用者及びその家族に対し、サービスの内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。

4 適切な介護技術をもってサービスの提供をする。

5 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。

### (事業所の名称・所在地)

第4条 本事業所の名称は、グループホームみんなの家とする。

所在地 福岡県福岡市西区能古字浦谷 324-1

### (職員の員数及び職務内容)

第5条 本事業所に勤務する職員及び職務内容は次のとおりとする。

1 管理者 2名（常勤・兼務）  
管理者は、業務の管理及び職員等の管理を一元的に行う。

2 計画作成担当者 2名（常勤・兼務）  
計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう認知症対応型共同生活介護・短期利用共同生活介護計画を作成するとともに、連携する介護老人保健施設、介護老人福祉施設、病医院等との連絡・調整を行う。

3 介護職員 16名以上（常勤専従10名・常勤兼務4名・非常勤専従2名）  
介護従事者は、利用者に対し必要な介護及び支援を行う。

(利用定員)

第6条 利用定員は、2ユニット各9名 合計18名とする。

(介護の内容)

第7条 指定認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護・短期利用共同生活介護の内容は次のとおりとする。

介護は必要最小限にとどめながらも、最大の効果を發揮する工夫を常に心がけることを基本とする。

- 1 入浴、排泄、食事、着替え等の介助
- 2 日常生活上の世話
- 3 日常生活の中での機能訓練（現実見当識訓練、回想法訓練等含む）
- 4 相談、援助

(認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護・短期利用共同生活介護計画の作成)

第8条 1 指定認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護・短期利用共同生活介護サービスの開始に際し、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえて、個別に認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護・短期利用共同生活介護計画（以下介護計画）を作成する。

- 2 介護計画の作成、変更に際しては利用者及び家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。
- 3 利用者に対し、介護計画に基づいてサービスを提供するとともに、常にその実施状況についての評価を行う。

(短期利用共同生活介護)

第9条 当事業所は、各共同生活住居の定員の範囲内で、空いている居室や短期利用者専用の居室等を利用し短期間の指定認知症対応型共同生活介護（以下「短期利用共同生活介護」という。）を提供する。

- 2 短期利用共同生活介護の定員は一の共同生活住居につき1名とする。
- 3 短期利用共同生活介護の利用は、あらかじめ30日以内の利用期間を定めるものとする。
- 4 短期利用共同生活介護の利用に当たっては、利用者を担当する居宅介護支援専門員が作成する居宅サービス計画の内容に沿い、当事業所の計画作成担当者が認知症対応型共同生活介護計画を作成することとし、当該に認知症対応型共同生活介護計画に従いサービスを提供する。
- 5 入居者が入院等のために、長期にわたり不在となる場合は、入居者及び家族の同意得て、短期利用共同生活介護の居室に利用することがある。なお、この期間の家賃等の経費については入居者ではなく、短期利用共同生活介護の利用者が負担するものとする。

(利用料金等)

第10条 本事業が提供する認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護・短期利用共同生活介護の利用料は、介護報酬告示上の額とする。ただし、次に掲げる項目については別途利用料金の支払いを受ける。

(日額は、1ヶ月を30日として計算)

1 家賃 月額 50,000円 (日額 1,666円) 非課税

※生活保護 (35,000円 '日額 1166円') 非課税

2 食費 月額 36,930円 (日額 1,231円) 非課税

朝食 205円・昼食 410円・夕食 567円・おやつ 49円

※生活保護 (30,780円 朝食 205円 昼食 308円 夕食 464円 おやつ 49円)

3 光熱水費 月額 5,500円 (日額 183円) 課税

4 共益費 月額 14,750円 (日額 491円) 非課税

※生活保護 (29750円 '日額 991円')

5 1ヶ月の利用料金 計 107,080円

※生活保護 101,030円

6 敷金 200,000円 (退去時居室の原状回復工事とし残金返却)

なお、短期利用共同生活介護については、不要とする。

※生活保護 130,000円

7 1 その他日常生活において通常必要となる費用で、利用者が負担すること

が適當と認められる費用 (理、美容代、オムツ代等) 実費

2 月の途中における入居または退去及び短期利用共同生活介護の利用については日割り計算とする。

3 利用料の支払いは、月ごとに発行する請求書に基づき、現金または銀行口座振込みによって指定期日までに受けるものとする。

4 本利用料金について、介護報酬告示額を含め事業所見やすい場所に掲示する。

(入退居にあたっての留意事項)

第11条 指定認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護・短期利用共同生活介護の対象は、認知症の状態にある要介護者であってかつ次の各号を満たすものとする。

1 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。

2 自傷他害のおそれがないこと。

3 常時医療機関において治療の必要がないこと。

4 入居後、利用者の状況が変化し前項に該当しなくなった場合は、退去してもらう場合がある。

5 退去に際しては、利用者及び家族の意向を踏まえた上で他のサービス提供機関と協議し介護の継続性が維持されるよう必要な援助を行うよう努める

6 短期利用共同生活介護の利用者の入退去に際しては、利用者を担当する居宅介護支援専門員と連携を図ることとする。

(秘密保持)

第12条 1 本事業者の従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を厳守する。

2 従業者であった者が、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずる。

(苦情処理)

第13条 利用者及びその家族等からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者及びその家族等に対する説明、記録の整備等必要な措置を講ずるものとする。

(損害賠償)

第14条 1 利用者に対する介護サービス提供にあたって、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。

2 前項の損害賠償のために、損害賠償保険に加入する。(人格傷害対応のもの)

(事故発生時の対応等)

第15条

1 利用者に対するサービスの提供にあたって事故が発生した場合には、速やかに利用者のご家族や身元引受人、市町村、利用者に係る居宅介護支援事業者等にご連絡するとともに必要な措置（主治医や協力医療機関への連絡、事故の状況及び事故に際して採った処置の記録等）を講じます。

2 事業者は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとします。

◎当事業所は万一に備え、以下のとおり損害賠償責任保険契約を締結しています。

【保険会社名】東京海上日動火災保険株式会社

博多支社 Q ☎ 092-271-3527

(衛生管理)

第16条 1 指定認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護・短期利用共同生活介護の利用者が使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め清潔を保持し、常に衛生管理に留意する。

2 食中毒及び感染症が発生し又はまん延しないように必要な措置を講じるものとし衛生防止委員会にて感染症等に関する知識の習得に努める。必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに密接な連携を保つものとする。

- 3 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね 6 月に 1 回開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- 4 事業所における感染症の予防及びまん延のための指針を整備する。
- 5 事業所において従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(緊急時における対応策)

第17条 利用者の心身の状態に異変その他、緊急事態が生じたときは主治医又は協力医療機関と連絡をとり、適切な措置を講ずる。

(当事業所における高齢者虐待防止への対応について)

第18条 事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待防止等のために、以下の必要な措置を講ずる。

- 1 定期的な研修を実施し、従業者の人権意識の向上や知識、技術の向上に努める。
- 2 虐待防止の為の対策を検討する委員会として虐待防止委員会を設置すると共に、委員会での検討結果を周知徹底する。
- 3 虐待の防止等の為の責任者を設置する。
- 4 虐待等の発見時における、行政および関係機関への通報をする。

(第三者評価・介護サービス情報の公表実施状況について)

第19条 グループホームでは、そのサービスの質について、厚生労働省の定める基準に基づき、まず「自己評価」を行った上で、県が指定した評価機関の実施する「外部評価」を受け、その評価結果を踏まえて総括的に評価を行うこととなっております。

(緊急やむを得ない場合の身体的拘束等)

第20条 事業者は、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わない。ただし、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く。

- 1 前項の規定による身体的拘束等を行う場合には、あらかじめ利用者の家族に、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、身体的拘束等の態様及び目的、身体的拘束等を行う時間、期間等の説明を行い、同意を文書で得た場合のみ、その条件と期間内においてのみ行うことができる。
- 2 前各項の規定による身体的拘束等を行う場合には、管理者、計画作成担当者、介護職員等により検討会議等を行う。また、経過観察記録を整備する。

(非常災害対策)

第21条 1 非常事態が発生した場合、従業者は利用者の非難等適切な措置を講ずる。  
また、管理者及び従業者は日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力医療機関等との連携方法を周知確認し、災害時には管理者は避難等の指揮をとる。

2 非常災害に備え、定期的に地域の協力医療機関等と連携を図り、避難訓練を実施する。

3 火災に備え、消火器を必要数設置する。

(その他運営についての重要事項)

第22条 1 従業者の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。

- ① 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- ② 経験に応じた研修 隨時

2 利用者の所持金等の金銭管理については、利用者の自己管理を原則とする。

3 事業所は、この事業を行うためケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備する。

4 この規定に定める事項のほか運営に関する重要事項は、管理者並びに施設長と会社代表者との協議により定めるものとする。

附則 この規定は、平成18年4月1日から施行する。

平成26年4月1日 消費税増税に伴い料金の改定を行う。

この規定は、平成26年6月1日から施行する。

令和元年11月1日 消費税増税に伴い料金の改定、事項の追加を行う。

令和4年4月1日 改定を行う。

令和6年10月1日 改定を行う

令和7年10月1日 改定を行う